令和5年10月号

事業主さまをはじめ皆さまへご回覧ください



交通事故などで健康保険を使うときは 「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

第三者行為 **E11?**







暴力行為



他人が飼っている ペットによる被害





仕事中(業務災害)や通勤途中の事故が原因の 場合は、原則、健康保険証は使用できません。 労災保険の対象になるかどうか等、詳細は管 轄の労働基準監督署へご相談ください。





なぜ届出が 必要なの?

第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。 しかし、健康保険を使用した際には、本来、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替え て支払うこととなります。そこで、協会けんぽが後日、加害者に対して健康保険給付した費用を 請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。

示談する前に協会けんぽへ 必ずご連絡ください!

健康保険で治療を受けられた場合、協会け んぽが後日、加害者に対して治療費の請求 をすることになりますが、当事者だけで 示談をしてしまうと正当な請求ができ なくなることがありますので、示談する 前に必ず、協会けんぽへご連絡をお願 いいたします。

必要書類

- •交通事故、自損事故、第三者(他人) 等の行為による傷病(事故)届
- •負傷原因報告書
- •同意書
- •事故発生状況報告書
- ※協会けんぽより郵送で必要書類を取り 寄せる際は、お問い合わせ先までご連 絡ください

第三者行為による事務処理等の流れ(医療費3割負担の場合)



被害者

(加入者とその家族)

⑤医療費の7割分を一時立替払い

④医療費の7割分を請求

①「第三者行為による傷病届」 等を提出する (提出できないときは電話連絡等)

一部負担金の請求

一部負担金の支払い

⑦医療費の支払

立て替えた医療費の 請求

(損害保険)

お問合せ先… 096-240-1030 音声ガイダンス(3)

令和5年度 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。対象の被扶養者がいる事業所あてに「被扶養者状況リスト」をお送りします。

確認対象 となる方 令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者 ※令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は 対象外です。

送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬にかけて (順次発送)

提出期限

令和5年12月8日(金)

令和4年度の実施結果	
扶養解除人数	前期高齢者納付金の 負担軽減額
約7.8万人	約9億円

お問合せ先… 096-240-1030 音声ガイダンス(1)

約6800人の方が活躍中!! 健康保険委員になってみませんか?



健康保険委員とはパイプ役として事業所と協会けんぽをつなぐ健康サポーターです!





- ●健康保険に関する情報の回覧や掲示
- ●健診・特定保健指導の受診や呼びかけなど
- ●従業員様の健康保険のよき相談役

健康保険委員になるメリットは?

- ●「協会けんぱGUIDEBOOK」・「協会けんぱGUIDEBOOK 健康保険制度・申請書の書き方」のお届け
- ❷四半期に一度、健康保険委員の方へ広報誌「スマイルけんぽ」をお届け
- €32月ごろ開催の「健康保険委員・年金委員実務研修会」をご案内
- ※日々の仕事に支障のない範囲でご協力をお願いいたします。

登録方法は?

健康保険委員登録届に 記入してFAXするだけ! 健康保険委員の 登録用紙はこちらから =



健康保険委員の 詳細はこちらから



お問合せ先… 096-240-1030 音声ガイダンス 4



全国健康保険協会 熊本支部

協会けんぽ

〒860-8502 熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ 協会けんぽ 熊本

検索

協会けんぽ熊本支部の メルマガを登録しませんか? ■

右のコードから登録ページに アクセスできます。登録は無料です。



- □ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- □ すべての申請書は、郵送で提出できます。